

事 務 連 絡

平成19年11月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課

「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の送付について

厚生労働省では、平成18年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）として、「特別養護老人ホームにおける施設サービスの質確保に関する検討」を行い、その中で、介護事故に関する対策等として「介護事故予防ガイドライン」（発行：(株)三菱総合研究所）を作成しましたので、御参考までに送付いたします。

厚生労働省としては、平成18年4月に特別養護老人ホーム等の運営基準を改正し、各施設に、事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備をお願いしたところです。各施設では、既に指針の整備が進んでいるとは思いますが、今後、本ガイドラインを参考にいただき、指針の修正や更なる充実を図っていただきたいと考えております。

貴職におかれましては、本ガイドラインを管内の市町村及び各施設に周知徹底していただくとともに、引き続き都道府県と市町村が十分に連携を取りながら、介護事故に関する対策を講じていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本ガイドラインは、過日、(株)三菱総合研究所より送付されておりますガイドラインと同一ですが、再度周知をお願いいたしたく送付しております。

<照会先>

厚生労働省老健局計画課 藤井

TEL03-5253-1111 (内線 3972)